

会議録

1 会議名	令和7年度第1回長崎市入札監視委員会
2 日時	令和7年7月28日(月曜日) 10時 00 分～
3 場所	市庁舎 5 階 第 1 委員会室
4 議題	(1) 抽出事案について (2) 指名停止について
5 審議結果	<p>1 抽出案件について</p> <p>(1)-1 横尾アパート 13・14 号棟 13 住戸改善工事 (1)-2 横尾アパート 10・11・12 号棟 13 住戸改善工事</p> <p>【委員】 同じ場所で、なぜ2件に分けて発注したのか。</p> <p>【事務局】 受注しやすい戸数がどのくらいかを毎年業者にヒアリングしています。1住戸であれば金額が小さくなり応札が少なく、逆に大きい工事だとできる業者が少なく入札不調になったという事例もありました。そのようなことから、今回は、13 住戸として2件に分けて発注しました。</p> <p>【委員】 (1)-1 で落札した A 社は、(2)-2 で入札を辞退しているが、(1)-1 で落札したあとから辞退したのか。</p> <p>【事務局】 落札業者に直接ヒアリングをしていないので、確定的なところではありませんが、委員長が言われるような判断が業者にあったことも考えられます。</p> <p>【委員】 金額が高額になると1者では応札しづらいので2件として発注したことは理解した。</p> <p>(2)三原団地公営住宅新築主体工事</p> <p>【委員】 予定価格の金額が大きい工事だが応札した会社が2JVしかないのはどうしてか。競争が働いているのか。</p> <p>【事務局】 9億円を超えるような大きな工事だったので、3者で構成する共同企業体方式で発注して、今回最大で5つの共同企業体が形成されるというような状況です。 同じように、大規模な工事で共同企業体を形成して発注する工事が小学校の改築工事ではありますが、多くて3JV、平均的には2JVの参加が最近の状況となっています。 最大規模5JVが組むことができる状況の中で、結果的に2JVになりましたが、競争性の面では問題なく発注ができたと考えています。</p> <p>【委員】 今回、3者で構成する共同企業体となっているが、3者にするのか2者にするのかは、基準で決まっているのか。</p>

今回、工事費が約9億 2,000 万円だが、この場合は2者ではだめという基準か。

【事務局】

建築工事の場合は、8億円を超える予定価格の場合は3者、4億円から8億円未満の工事は2者という基準で発注しています。

【委員】

落札した企業体と落札できなかった企業体との入札価格の差が相当あるが、差額が生じた原因についてわかっていることはあるか。

【事務局】

入札の応札者の方の考え方によることと考えています。

その中で、公告されている図面をもとにその工事内容と工事に必要だと判断された人員配置を踏まえた上で、その入札に参加する業者が持つ強みなどを組み合わせて入札金額を決めたのではないかと考えています。具体的にこれが理由というのは、把握しておりません。

【委員】

先ほどあったイメージ図の中に余剰地があるが、今後どうなるのか。

【事務局】

完成イメージの中の余剰地は、現在、市が所有している土地であります。この団地の規模として、余剰地部分はいらないというところの判断をしています。市以外の民間等で活用したい方がいれば活用を図ってまいります。具体的にどこに使うかということまでは、所管課からは聞いていません。

【委員】

売却するとか、或いは貸し付けするといった理解でよろしいか。

【事務局】

所管課から聞いている範囲では、市営アパートの仕様ではなく、それ以外の活用を見込んで売却等も含めて検討しています。

【委員】

92.94%以上じゃないと 2 番目の事業者が取れない状況だから、何か 1 番目と 2 番目で、何らかの話があってもおかしくないような入札執行書になっている。

しかし、そこはお互いの企業体の考え方で入札金額を積算している。

【委員】

3社の事業体 JV は、1者だけの入札した場合にも、最低制限価格率を超えれば、入札は有効か。

【事務局】

1者の応札であっても、入札は有効としています。

(3)国道 202 号道路改良工事(その 7)

【委員】

入札参加申請を行った 22 社のうち、実際に入札に参加したのは 10 社で、多くの業者が辞退しているその理由と、他の道路改良工事の状況についての情報を伺いたい。

【事務局】

入札に参加表明した業者数社にヒアリングした結果、国道での夜間工事やケーブルを生かしたままの工事などの制約があり、十分な利益を出すのが難しいため、入札を見送ったとの回答がありました。

【委員】

工事がやりづらいと利益が減少するが、積算価格が上がれば参加業者が増える可能性がある。交通量などの状況が積算価格にどのように影響するかを知りたい。

【事務局】

交通量の多い場所などは経費の設定をしています。交通量何台以上で車線制限が生じることに對しては、それに應じた経費の設定がないのでしっかり積算に反映しています。

【事務局】

別冊の資料で他の道路改良工事について説明します。

道路供用開始の前で、交通量などを気にしない工事は、同じ長崎駅地区であっても、先ほどの国道202号線沿い交通量が多いところに比較しまして、入札辞退が少ないという状況があります。

長崎駅地区ではありませんが、別冊P4右では、施工条件の悪い工事は、業者は一応参加の意思あるものの、現場を見て辞退しています。一方、P5左では、比較的施工しやすい工事は、同じ地区内でも、参加者も多い入札結果が出ています

【委員】

適正に反映すると思うが、これだけ辞退者が多いので、ヒアリング中に積算がこうあればいいとか何か意見はなかったか。

このような場所の道路改良工事はまだ行うのか。

【事務局】

電線共同溝が他の工事と違って入っていて、協力できる業者がたくさんいる訳ではないので、そのあたりで難易度が上がったなということを数社が言われていました。

国道の道路改良工事はもう、これが最後です。

【委員】

国道の改良工事は基本的には国が行う事業だが、市が実施する理由はなぜか。

【事務局】

今回の工事箇所は、長崎県の管理する3桁国道ですが、長崎市の区画整理事業の一環として右折帯を設ける工事が行われます。そのため、原因者負担の原則に基づいて長崎市が負担することになっています。

【委員】

国や県の基準は大きく変わらないが、車道を拡幅すると歩道に影響が出る懸念がある。最近は保護路など新たな概念も登場しており、それに関する国との調整がどのように行われているのか。

【事務局】

長崎市では、他の道路管理者の道路を工事する際には施工承認を得るための協議を行い、図面や設計内容についてアドバイスを受けながら施工を進めています。今回のケースでは、歩道を狭くするもので、大きな支障が出ないように調整して施工しています。

(4) 北部地区区画線設置工事(単価契約)

【委員】

この単価契約は、昨年度もこの委員会で抽出されたが、もう一度単価契約のことに對して教えて欲しい。

【事務局】

単価契約は、数量が未確定の業務で複数の工種を定め、各工種の単価を契約する方法です。最終的な契約金額は、契約単価に実際施工した数量を掛けて計算されるため、契約金額は変動します。

【委員】

中央部地域区画線設置工事(単価契約)との単価の相違を教えてください。

【事務局】

この工事施工単価は基本的に中央総合事務所と同じですが、中央総合事務所が最も多くの道路延長を管理しているため、予定数量が大きくなります。その結果、北総合事務所は 700 万円に対し、中央総合事務所は 2,000 万円を超えることとなります。各総合事務所はそれぞれ予算を持っており、発注は総合事務所毎に行われることとなります。

【委員】

単価契約は入札資格をどのように考えればいいのか。総価契約は定められた金額に対する入札者を選定するが、単価契約では予定が変更したり、金額が増加することで、参加資格が影響を受ける可能性があるのか。どのように入札資格を考慮するのか。

【事務局】

入札参加資格に関しては、ランク体の数値というのは求めておりません。塗装工事の中でも、この区画線工事は特殊な作業が必要になりますので、技術者をちゃんと配置できる会社を条件として入札参加を求めているところです。

【委員】

中央総合事務所と北総合事務所の単価契約について、発注時期は似ているが、最初の工事には参加者が少なかった。一方、後の工事は額が大きく、最初の工事を受注した業者が次の入札に参加できないのではないのか。

【事務局】

入札について先ほど説明したように、総合事務所毎に行われます。区画線の修理などは年間を通した単価契約のため、年度当初に発注したものです。いつ発注するかの見通しは、四半期ごと公表しています。予定価格や具体的な公告日は明示していませんが、どのような工事がいつ頃、発注されるかの周知を行っております。

【委員】

入札された方皆さん 93%を超える価格で入札しているが、最低制限価格の率の中でやっても、この工事はできないので価格を出されたという理解になるのか

【事務局】

予定価格につきましては、積算基準に基づいて、予定価格を設定していますので、他の区画線設置工事に限らず、道路舗装工事等も、同じような考え方で、単価を設定しています。

【委員】

最初から積算したら、金額が合わないとして入札しているような気がする。結果的に最低制限価格内ではなく、予定価格内での入札が行われており、最も安いところ選ばれている。この入札方法には、予定価格の設定自体に問題があるのではないのか。

(5)金比羅配水槽電気設備更新工事

【委員】

工事の入札が1者しか行われていない。難易度の高い工事や特殊な技術が必要なため、他の業者が参入しづらいのか。また、随意契約なども考えられるが、入札率が高い中で1者のみの入札がどのような事情によるものか。

【事務局】

車が横づけできる施工性がよい現場条件であれば、参加者も一定あったと思いますが、現場は約350 段の階段や 250 メートルの運搬距離、高低差8メートルと厳しい条件です。そのため、参加者は限られ、高い落札率に繋がったと考えられます。

【委員】

条件が悪くても製品を運ぶ必要があり、その費用が正しく反映されているか。普通の条件で設定するのではなく、考慮していると理解していいのか。

【事務局】

運搬距離や高低差を考慮し、小車や人が運ぶ状況に応じて設計を行っています。

入札が成立したが、不調になった場合は施工条件の見直しや設計内容の検討を行う流れになります。

【委員】

汎用UPSや計装盤は、指定だけれども、業者が自由に製品を選んでいいのか。また、この機材が調達できないというようなことで、何か不都合が出るのか。

【事務局】

計装盤や汎用USBの発注については、各社様々な選択肢があるため、性能発注を行い、条件を満たす製品を選定する必要があります。

調達が困難な場合、金比羅配水槽は 7,000 戸に影響を及ぼすため、適切な対応が求められます。

【委員】

配水槽は山の上であり、これに関する工事をするときにはやはり人力で製品を上げなければならないのか。

【事務局】

配水槽は高台に位置し、配水槽への水供給と高低差を利用した配水が行われていますが、古い施設があるため道路整備が不十分な場所も存在しています。今後、更新が必要な場合は維持管理を考慮し、車両通行可能な道の整備を進める必要があります。

【委員】

この工事は、B者が落札しているが、このような条件の悪い工事については、B者の他に、あと何社かこういう業者いるのか。その辺は把握されているか。

【事務局】

今回の件について、特に業者へのヒアリングは行っていませんが、類似施設の工事発注実績は把握しています。そのため、総合数値は 640 点以上 850 点未満となり、入札参加資格を満たす業者はB者以外にも存在しています。

【事務局】

補足説明します。

総合数値が 640 点以上 850 点未満の電気の資格を持つ業者の数は、入札時点では 55 者です。ただ、その結果B者だけが入札したという状況です。

【委員】

いつもB者が受注することではないですね。長崎は坂が多い街なので、昔は荷運び馬による資材運搬の時代もあったが、人による運搬は大変だろうと思う。何か機械運搬できないかと思う。特に坂の街なので、機械設置のときは、新しいテクノロジーを使って工事をするようなことは、検討しているか。

【事務局】

今後、悪条件下での工事が増えると予想されますが、設計には定められた歩掛を用いるルールがあるため、新しいテクノロジーを考慮しつつ、関係課と協議を進める必要があると考えています。

(6-1)宝町(径900耗)配水管布設工事(3)

(6-2)中央部地域区画線設置工事(単価契約)

【委員】

入札のあり方についてですが、昨年の資料を確認したが、端っこの 91%と 93%は出てなかったような気がする。

端っこが落札されるようなケースは、実際に過去の入札でどのくらいあるのか、例えば想定される確率がありますが、それ以上に出ているということであれば、乱数性能がどうなのかなと思う。

【事務局】

端っこが出るケースは、確率論的に言えば、201分の1でおおよそ 0.5%ぐらいです。

確かに令和 6 年度は、91%は1件、93%は出ていなかったという結果でした。

過去5年にさかのぼって、調べたところ、91%が、年によってばらつきはありますが、平均すると 0.31%で 0.5%を少し下回るぐらいの数字が出ています。93%に関しては、過去5年間で6件、0.21%です。

【委員】

最低制限価格率が 93%に設定された中で、93.07%で落札している。92%台の業者が多い中、93.07%を提示する意図や価格設定の理由について、業者へのヒアリングは行っていないか。

【事務局】

現場自体は交通量の多い国道ということと、あと近くにホテルや商店等があつて夜間工事ということもあり、価格自体を積算したら 93.07%となり、入札価格に設定をしたということを受注者から聞いています。

【委員】

93.07%という数字を出すのには理由があると思うが、92.99%にするべきだと感じる部分もある。

(7-1)浜平 1 丁目・立山 5 丁目(径 300 耗)送水管布設工事

(7-2)上戸町 2 丁目・新戸町 2 丁目(径 600 耗)配水管推進工事

【委員】

これにつきましては、委員が欠席されておりますので、質問の趣旨について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

多数の応札者があったが、最低制限価格率が93%と極端に高くなっているため、応札した20者のうち、落札者を除く19者すべてが最低制限価格未滿となっている。落札率も高い。

やはりもったいないという観点で抽出したとの質問です。

【委員】

(7-2)も質問内容は同じか。

【事務局】

同じです。

【委員】

今回の入札では、すべての参加者が93%以内の価格を提示したが、最低制限価格が高かったため、92.92%を提示したC者が落札した。しかし、特異なケースとして93%の入札が2件も出現した。また、D社が97%で落札したケースもあり、他の入札は92%台であった。

この件について、契約検査課の方から見解をお願いしたい。

【事務局】

令和6年度の報告書の中でも提言として盛り込まれている件です。2%幅の設定を1%幅に縮小することが案件の減少に繋がるのか。また、他都市が似た状況に直面した際の対策についても情報収集中です。

また、変動幅の縮減も対策として考えられるため、例えば2%幅から1%幅に縮小した場合の統計学もしくは行動経済学的観点からどう影響が出るかについての意見を今後伺いたいと考えています。

【委員】

最近の案件については、92%後半や93%を超える入札が多く見られたことが報告されており、過去数年間の平均入札率の傾向について何か契約検査課は調査しているのか。

【事務局】

建設工事の落札率では、令和6年度が92.86%で93%少し下回る価格で、令和5年度が93.24%と、93%を上回る額という数字が出ていて、例年93%前後で落札率の平均としては推移をしています。

【委員】

入札参加資格者の入札平均価格がどう変化しているのか。業者が積算してみると、93%になり現在の最低制限価格率では厳しくいるような傾向が顕著に出ていることがあれば、実際に業者が入札したその平均価格の推移が上がっているか或いは横ばいなのか、その辺のデータをきちんと精査した上で、今後の入札率のあり方について、統計学等の観点からご提言をいただく方がよいかと思う。この調査は手間がかかるようだが事務局としてどのように考えるか。

【事務局】

おっしゃられるような調査は今後の入札制度の見直しに関して必要なことだと思っております。

現在、詳細の分析までは進んではいませんが、長崎市の入札の応札具合の傾向等を掴んで、見直しを検討することが必要になってくると思っております。

【委員】

ランダム抽出というあり方の問題については、専門家のご意見をいただく必要があると思うので、そ

の辺りも含めてきちんとした基礎データになる部分は、検討の材料として必要ですのでお出しいただきたい。よろしくお願いいたします。

2 指名停止の運用状況

【委員】

指名停止8件の中で、3件が安全管理に関することである。人手不足や物価高騰が影響を及ぼし、業者が厳しい状況で作業している中で、当然その事故を起こしたところと推察しているが、ヒューマンエラーを初めとする事項がどの程度増えているのか、全国的な傾向や長崎特有の問題の情報等を掴んでいたら、教えてほしい。

【事務局】

最近の数年間で事故が極端に増加したという情報はあまりありません。ただし、労働環境が厳しいことは一般的に指摘されており、それが影響している可能性はあります

3 令和6年度第4回における課題

馬込川土砂撤去工事

「質問なし」